

特別支援教育連携サポーターって？

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。学校だけでなく いろいろな社会的場面でも子どもたちを支援できる“サポーター”。

平成19年度 県とNPOが協働で養成講座を開講します。すべての子どもたちが輝くために… 多くのサポーターが必要です。

養成講座 受講生を募集します

「特別支援教育連携サポーター」の養成を 下記の日程で行います

受講料は 無 料。

記念講演『すべての子どもが輝くために』（左記参加申込必要）閉演後 会場にて受講希望者を受け付けます。裏面の受講申込書を切り取り 又は コピーし 必要事項を記入 記念講演参加受付票のハガキと共に 受講申込受付まで 提出してください。

※参加受付票に 午前・午後の参加印が押されている事

※後日申込の場合は 午前・午後の参加印が押されたはがきと 受講申込書を

裏面 宛先まで 郵送 もしくは FAX で 送付して下さい。

定員：40名 **最終締切：7月14日（土） 必着！**

受講決定者へは 後日 詳細をご案内いたします。

受講資格：こんなひとが いいなあ…

18歳以上で 下記いずれかの項目に該当される方（☆は必須！）

☆ 講座修了後 サポーターとなって活動したい！

- ① 子ども（児童・生徒）が好き！
- ② 発達障害のことをもっと知りたい！
- ③ 人と話をするのが大好き！
- ④ 人の話をゆっくり聴いてあげることができる！
- ⑤ 人との関わりが得意！
- ⑥ 子どもたちのために役に立ちたい！

養成講座日程

| | | (主 な 講 座 内 容) |
|-----|----------------|----------------------|
| 第1回 | 平成19年 6月30日（土） | ・記念講演『すべての子どもが輝くために』 |
| 第2回 | 平成19年 9月 5日（水） | ・「保健センターの役割と早期からの支援」 |
| 第3回 | 平成19年10月17日（水） | ・「子どもへのかかわり方・対応法」 |
| 第4回 | 平成19年11月21日（水） | ・「不登校へのサポート」 |
| 第5回 | 平成19年12月 5日（水） | ・「発達障害支援センターの実際」 |
| 第6回 | 平成20年 1月16日（水） | ・「ソーシャル・スキル・トレーニング」 |
| 第7回 | 平成20年 2月13日（水） | ・「特別支援教育の実際」 等々 |
| 第8回 | 平成20年 3月 7日（金） | ・公開講座『発達障害と医療』 |

※ 各日午前9時～12時、県立教育研究所にて。（6月30日は別途。内容等は多少変更する場合があります。）

※ 原則 すべての講座を受講していただきます。

第1回（記念講演）は 午前・午後の全日参加必須。全8回中 7回以上の出席で 修了証を発行。

※ 講座参加状況により 期間内でも受講資格を取消す場合があります。

ご存知ですか？ 『特別支援教育支援員』

小中学校に在籍し、教育上特別の配慮が必要な障害のある児童生徒に対して、日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行う人員のこと（文部科学省）

…この養成講座は 修了生が 表記支援員としても活躍できるよう期待しております。